

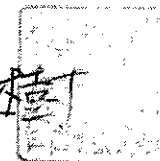
札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月27日

札幌市教育委員会

教育長

山根直樹



札幌市教育委員会規則第3号

札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

改正後

(部等の設置)

第2条 (略)

(略)

学校教育部

2 (略)

(指導主事)

第7条 総務部及び学校教育部にそれぞれ指導主事を置く。

2・3 (略)

別表1 (第3条関係)

組織		事務分掌
(略)		
学校教育部	教育推進課	(1)～(19) (略)

(部等の設置)

第2条 (略)

(略)

学校教育部

学校連携支援室

2 (略)

(指導主事)

第7条 総務部、学校教育部及び学校連携支援室にそれぞれ指導主事を置く。

2・3 (略)

別表1 (第3条関係)

組織		事務分掌
(略)		
学校教育部	教育推進課	(1)～(19) (略)

改正前			改正後		
		(20) 部内の経理に関すること。 (21) (略)			(20) 部内及び学校連携支援室の経理に関すること。 (21) (略)
	教職員課	(略)		教職員課	(略)
			学校連携支援室	学校連携支援課	(1) 学校課題の集約及び分析に関すること。 (2) 学校課題に係る関係課との連携に関すること。 (3) 学校への支援の調整等に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。